

ふれあいホール利用届出書
ふれあいランド岩手 ふれあいホール等期日前予約申請書兼回答書 記載にあたって

1 この様式の提出が必要となる場合

(1) ふれあいランド岩手 ふれあいホール利用届出書

ふれあいホールで講演会や発表会等のイベントを開催する場合、ふれあいホール利用予約の申込みと併せて提出をお願いします。(当施設ではこの届出により、ふれあいホールの準備を進めます)

(2) ふれあいランド岩手 ふれあいホール等期日前予約申請書兼回答書

ア 期間を早めてふれあいホールの予約を申請したい場合

文化施設の予約期間 (3カ月前) → **5カ月前までの延長を希望する場合**

イ 申請するためには、次のような条件のいずれかに該当することが必要

- ① 不特定多数の参加を募る催物等
- ② 著名な講師又は出演者を依頼するため、開催日を早期に決定する必要がある催物、講演会等
- ③ 連続して複数日にわたって開催される催物、研修会等、又は年間を通じ定期的に開催される催物、研修会等
- ④ 概ね 100 人以上が参加する催物等

2 この様式の記載方法

- 「団体名」欄は、省略せずに利用登録している名称を記入してください。
- 「行事の名称及び概要」欄には、開催内容の概要を記入し、併せて開催要綱等の資料がありましたら添付してください。
- 「使用予定日時」欄には、準備と後片付けを加味した時間を記入してください。
- 「使用予定施設」欄は、使用する施設の口にレ印を記入するとともに、付属設備を使用する場合には併せて記入してください。
- 「**期日前予約の申請理由**」欄は、**期日前予約申請を行う団体のみ、その理由を詳しく記入してください。**申請理由が不明確な場合には、申請が認められないことがありますので注意してください。

3 ふれあいホール等期日前予約申請に対する回答

ふれあいランド岩手では、利用者調整会議で審査したうえで、承認の可否を決定します。審査結果は、「回答」欄に記入しお知らせします。
なお、ふれあいホール利用届出書の提出をいただいた団体への回答はありません。

4 お願い

講演会や発表会等のイベントを開催する場合、必ず 2 週間前までに当施設と打合せをお願いします。

ふれあいランド岩手 総合受付 019-637-1000 Fax 019-637-7544
ｽｰﾌﾟ受付 019-637-4469